

## 税関係証明・閲覧申請書(郵送用)

岡谷市長 殿

年 月 日

○申請方法

- 1 この申請書に必要事項をご記入ください。
- 2 請求者の本人確認のため、下記のAまたはBを同封してください。  
 A 免許証(住所の記載が裏面にある場合は裏面もコピー)又は個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード等のコピー  
 B 住民票(発行されてから3ヶ月以内のもの)等
- 3 返信用封筒に切手を貼って同封してください。
- 4 手数料を最寄りの郵便局にて、郵便定額小為替を購入し、同封してください。
- 5 〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号 岡谷市役所税務課市民税担当 まで郵送ください。

○注意事項

- ・必要な方が申請者本人と異なる場合は、委任状が必要となります。
- ・法人に関する証明等は申請者欄及び社印が必要です。
- ・記入漏れ等がある場合、発行できない場合があります。

<b>申請者</b>	<b>住所</b>		
	<b>氏名</b>	(印)	
<b>必要な方</b>	必要年度の 1月1日現在の住所 (※法人の場合不用)		
	<b>氏名</b>	明 大 昭 平 年 月 日生	
<b>法人</b>	<b>住所・名称</b> (※個人の場合不要)	代表者印又は社印 <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>	
<b>昼間の連絡先(TEL)</b>			

<b>使用目的</b> (詳しく記入してください)	
------------------------------	--

必要とするもの		必要年度	備考	料金
証       明	1	所得・課税・扶養証明 <input type="checkbox"/> 全て <input type="checkbox"/> 所得扶養のみ <input type="checkbox"/> 課税のみ 上記のいずれかにチェックをしてください。	通年度  左記の年度の前年1年間の所得金額、控除額とそれに対する課税額の証明となります。 ※所得の証明のみ、課税の証明のみで必要とする場合にチェックをしてください。	1通 300円
	2	納税証明	通年度	1通 300円
	3	土地評価証明	通年度	土地家屋の所在地 (地番、家屋番号)
	4	家屋評価証明	通年度	最初の1筆、1棟は300円 1筆、1棟増すごとに50円
	5	償却資産評価証明	通年度	
	6	公租公課証明	通年度	1件 300円
	7	その他( )	通年度	
閲覧	1	名寄帳(課税台帳)	通年度	1件 300円

ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。  
 長野県岡谷市幸町8番1号 岡谷市役所税務課市民税

TEL0266-23-4811(内1121~1123、1125~1128)  
 Fax0266-22-4146

閲覧		手数料計	円	弁償金	円
----	--	------	---	-----	---

## ■市税に関する証明等申請時の『本人確認』方法について

岡谷市では、本人への成りすましなどにより、不正な目的で証明の申請及び公簿の閲覧を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、申請時の『本人確認』をより厳格に行います。

### 1 対象となる証明と閲覧

- (1) 証明: 納税証明書ほか各種市税証明書
- (2) 閲覧: 土地・家屋名寄帳(課税台帳)など(公図、土地リストは除く。)

### 2 申請される場合に必要『本人確認書類』

下記書類(A又はB)の写しを同封してください。

本人確認書類	
A	運転免許証(住所の記載が裏面にある場合は裏面もコピー)、パスポート、個人番号カード、写真付き住民基本台帳カード等
B	住民票、戸籍の附票、外国人登録原票、納税通知書等

### 3 本人確認方法

郵送で申請される場合

申請者 (証明書等の受取人)	『本人確認』のために必要な書類(すべての書類が必要です。)
本人	a 送付先住所が確認できる官公署が発行した書類(写し)※1
代理人 ※2	a 委任状、同意書等(原本) ・署名は、委任者本人が行ってください。 ・法人の代理人の場合には、代表者印又は社印の押印が必要です。 b 送付先住所が確認できる官公署が発行した書類(写し)※1
法人の代表者	a 代表者の資格を証する書面(写し) ・申請書には、代表者印又は社印の押印が必要です。
法人の従業員	a 従業員証(写し) b 所属する法人の支店所在地が確認できる官公署が発行した書類(写し) ・申請書には、代表者印又は社印の押印が必要です。

※1 本人確認書類A、Bの書類の中から、送付先住所が確認できるいずれか1種類の写しを提出してください。

※2 代理人が税理士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁護士、行政書士又は海事代理士(以下『税理士等』という。)である場合は、委任状等(申請者が代理人の場合の必要書類a)のほか、必要書類b代えて、税理士等であることを証する書類の写しの添付が必要となります。

各種市税証明書は納税者の皆様の情報を証明するものです。本人確認の厳格化は、個人情報をこれまで以上に保護するための措置です。お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。